

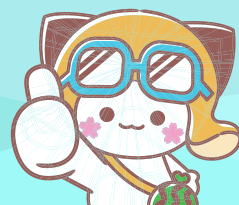
「どうすれば
市になるの？」

「市」になる条件は、法律や県条例で定められているんだ。その条件をクリアするためには、これから国や県と具体的な内容について確認する必要があるんだ。



「市」になる条件の一つが、「人口が5万人以上いること」なんだ。
令和7年に実施される「国勢調査」で阿見町の人口が5万人を超えていれば、市になる手続きを進めることができるんだよ。
「国勢調査」… 統計法に基づき実施される日本で一番重要な統計調査のことだよ。

「なぜ5万人を
目指すの？」



阿見町→阿見市??

一般的には、町の名前がそのまま市になるケースが多いんだ。
でもみんなの意見を聞きたいから同封のアンケートを必ず送ってね。みんなの意見をもとに決定していくよ。

「市の名前は
どうするの？」

「国勢調査」で阿見町の人口が5万人を超えないとダメなんだ。他にも具体的な協議が必要だから令和8年以降の予定だよ。

「いつ市になるの？」

「市になることで何か
手続きが必要なの？」

みんなに大きく影響することは、阿見町が市になることで住所表示が変わることだよ。
必要な手続きや、住所が変わったことを証明する書類については、具体的にわかったら早めにお知らせするよ。待っててね。

その他に心配に思っていることがあればアンケートに書いて送ってね。
アンケートをもとに、これからみんなの疑問に答えていく予定だよ！
これからも阿見町のホームページをチェックしてね。

※アンケートは、令和6年11月30日までに終了。



阿見町

A m i T o w n

〈お問い合わせ〉

阿見町役場 町長公室政策企画課 市制施行準備室

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

電話：029-888-1111（代表） <https://www.town.ami.lg.jp/>



市制施行情報

5万人都市 令和初の「市」誕生に向けて ～市制に向かい みんなで歩もう!!～



阿見町

今、日本は・・・

日本の総人口は50年後には
現在の7割に減少すると推計されています。

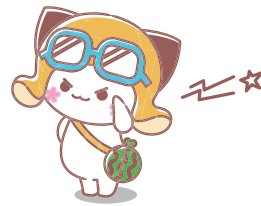
(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」より)



人口が減ると私たちの未来はどうなるの？

行政は、町民の皆さまに支えられて成り立っています。人口の減少は財政に余裕がなくなり、道路や建物が古くなってもすぐに直せなくなったり、行政サービスの低下を招くおそれがあります。

持続可能なまちづくりのために



人口が増えるとうなるの？

人口が増えることで町の財政が安定し、子どもから高齢者まで、すべての世代が安心して生活を送れるように、さらなる行政サービスの充実を目指すことができます。

日本の人口が深刻な減少局面を迎える中 今、阿見町の人口は増えています！

阿見町は現在、令和5年10月30日に常住人口5万人を達成しました。

この「5万人」という数字は、「町」から「市」への新しいステージに向けて発展していく分岐点となります。

令和6年度から市制施行準備室を設置し、町民の皆さまが住みたい、住み続けたいまちづくりのために、阿見町が「市」に生まれ変わる(市制施行)に向けた準備をはじめました。

「市」になると、何が変わるの？

「市」から連想されるイメージは、町と比べて「人口が多い」「発展的」「都市的」などが挙げられます。イメージだけでなく、具体的には、町では権限がなく出来なかった事務を、市では行うことができるようになります。このように、市になることで自治の権限が広がり、よりきめ細やかな行政運営を行うことができます。その他、市になることで変更されることは次のページのとおりです。



●「阿見町」が「〇〇市」になります(住所の表示)●

住所の表示が変更になり、「茨城県稲敷郡阿見町」が「茨城県〇〇市」となります。また、一部の住所に表記されている「大字」や「字」についての見直しなど、詳細については、これから検討していきます。表示が短くなり、扱いやすく、市になることで都市的なイメージアップにつながります。

また、住所変更により、法人、個人等の手続きが発生する場合があります。必要な手続きや、住所が変わったことを証明する書類については、改めてお知らせいたします。

なお、新しい市の名称は、アンケートで町民の皆さまの意向を確認したうえで決定していきます。

●市になることを理由に課税額が増えることはありません●

町には次のような税金があります。町から市になっても、現行の税制度においては、税率などに変更はなく、市になることを理由に課税額が増えることはありません。介護保険料や後期高齢者医療保険料についても同様です。また、自動車税などの県税、所得税などの国税にも影響はありません。

税金の種類	変更の有無
住民税(個人町民税・法人町民税) 固定資産税・都市計画税 国民健康保険税 軽自動車税、町たばこ税	市になることを理由に 課税額が増えることはありません

●市制施行に伴う費用等について●

行政に必要な費用については、一時的に発生する費用(看板や案内板の修正など)と、継続的に発生する費用(福祉事務所設置に伴う事務費など)がありますが、その金額等については、現在調査中です。

また、個人に生じる負担については、住所の表示変更などに伴い、ご自身で行う必要がある諸手続きや、企業などが作成している看板や名刺などの変更費用が必要となる可能性があります。

●選挙制度・議会制度●

「市長選挙、市議会議員選挙」になると、供託金(選挙に立候補する際に一時的に納める〈供託する〉お金)の金額や、告示の日数、選挙運動のために使用できるはがき等の枚数が増えます。

●福祉行政●

市になると、福祉事務所が開設されます。今まで、県が行っていた業務を市が直接担当することになり、より身近できめ細やかな対応を行うことで、充実した行政サービスを提供することができます。

区分	項目
新たに行う事務など	生活保護に関する事務 特別児童扶養手当に関する事務 障害児福祉手当に関する事務 特別障害者手当に関する事務 経過的福祉手当に関する事務 児童扶養手当に関する事務 母子生活支援施設への入所、保護の実施 助産施設への入所、助産の実施



阿見町公式
マスコットキャラクター
あみっぺ

裏面ではみんなの疑問にあみっぺが答えるよ ▶▶▶